

ねたきり在宅高齢者等 介助者慰労助成事業

1 対象となる方

以下の条件を満たす被介助者を、在宅で日常介助しているご家族

- ・ 墨田区民で、介護認定が要介護 3以上の方
- ・ 在宅の方 被介護者が施設に入所中・入院中の場合は対象外となります。

2 内容

申請に基づき「はり・灸・マッサージ券」を2枚お渡しします。券1枚で4,000円相当のはり、灸、マッサージ、按摩、指圧のいずれかの施術が受けられます。

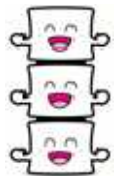
事前に施術者一覧に記載されている施術者へ予約のお電話をし、施術時に「はり・灸・マッサージ券」を施術者にお渡しください。施術所によっては、ご自宅への訪問施術も可能ですが、施術者の交通費をご負担いただく場合がありますので、事前の予約時にご確認下さい。

券を受けた年度の3月31日まで使えます。忘れずに2枚ご利用ください。

3 申込みの方法

区役所または高齢者支援総合センターに申請書を提出してください。

区から対象となる被介助者の方のお宅へ「はり・灸・マッサージ券」を郵送します。



4 更新

すでに申請をいただき、4月1日時点で要件をみたしている方は、申請書のご提出は不要です。翌年度「はり・灸・マッサージ券」を一斉送付させていただきます。

1年間ご利用のない場合は、更新を終了させていただきます。なお、更新の際、お電話で確認させていただく場合がございます。



《問い合わせ先》 墨田区高齢者福祉課支援係(4階)
電話 03—5608-6168

ねたきり在宅高齢者等介助者慰労助成事業 申請手続き・利用の流れ

1 対象となる方に当てはまるかチェックしてください

対象者： ～ のすべてに☑が入っていて、 か のいずれかに☑が入った方

- ☐ 被介助者が墨田区にお住まいの方である。
- ☐ 被介助者が要介護 3 以上である。
- ☐ 介助者が日常介助しているご家族である。

2 対象となる方は申請書を提出してください

3 決定通知書、はり・灸・マッサージ券、施術者一覧が届きます

4 施術の予約をしてください

施術者一覧を見てご自身で予約をしてください。

ご自宅への訪問施術の場合、施術者の交通費をご負担いただく場合がございますので予約時に確認してください。

5 施術を受けます

はり・灸・マッサージ券を施術者に渡してください。

ご自宅への訪問施術の場合、施術者の交通費をお支払いください。

チケットは **2枚**ございますので、どうぞ期限内にご利用ください。

不要になった場合は、区役所高齢者福祉課にご連絡ください。

